

令和8年度

市民税・県民税・森林環境税

特別徴収のしおり

※令和9年度より、本しおりの発行を廃止させていただきます。
本市ホームページ内の各種様式をダウンロードし活用してください。

— 特別徴収事務についての問い合わせ先 —

☎481-8531 愛知県北名古屋市西之保清水田15番地

北名古屋市役所

(市区町村コード 232343)

税務課 個人市民税担当

TEL (0568) 22-1111 (代表)

FAX (0568) 24-0003

ご 案 内 (目 次)

令和 8 年度市民税・県民税・森林環境税の特別徴収について	1
納入書の取扱方法について (OCR 用紙)	4
市民税・県民税・森林環境税の計算方法	6
※特別徴収税額の納期の特例に関する申請書	7
※特別徴収税額の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書	9
指定通知書	11
※特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	12
※給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書	13
給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書記入例 (退職)	14
給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書記入例 (特別徴収継続)	15
※特別徴収切替依頼書	16
特別徴収切替依頼書記入例	17

※印がついている様式については、北名古屋市のホームページからダウンロードすることができます。

令和8年度市民税・県民税・森林環境税の特別徴収について

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収事務につきましては、特別徴収義務者各位のご協力によりまして、この制度の運営に効率的な事務を収めており深く感謝申し上げます。

さて、本年度におきましても市民税・県民税・森林環境税の特別徴収事務についてお手数をおかけすることになり、業務ご繁忙の折、誠に恐縮に存じますが、事務取扱いについて下記事項にご配慮の上、なお一層のご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1. 特別徴収税額の納入について

特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）に記載された月割額を6月から翌年5月まで毎月給与支払の際に徴収し、翌月の10日（10日が土・日曜日又は国民の祝日にあたる場合は、その翌営業日）までに納入書によって「特別徴収税額の納入場所」に納入してください。ただし、年税額が5,500円以下の方は、6月分1回で納入してください。

2. 特別徴収税額の納入場所について

- ・ 北名古屋市役所
- ・ 指定金融機関 三菱UFJ銀行
- ・ 収納代理金融機関
百五銀行、十六銀行、あいち銀行、名古屋銀行、大垣共立銀行、
中日信用金庫、いちい信用金庫、瀬戸信用金庫、岐阜信用金庫、愛知信用金庫、
西春日井農業協同組合
- ・ ゆうちょ銀行（郵便局）

各本店及び支店

※ 金融機関名は合併、統廃合等により変更となる場合があります。

上記の納入場所を利用される場合は、別つづりの「納入書」を使用してください。

なお、東海四県（愛知県、岐阜県、三重県、静岡県）以外の郵便局を利用される場合は、第1回納付の際、「指定通知書」（11ページ）に提出先の郵便局名を記入のうえ、郵便局の窓口へ提出してください。（前年度に利用した指定郵便局は、本年度も引き続き利用できますので「指定通知書」を提出する必要はありません。）

3. 納税義務者が異動した場合

納税義務者が5月31日以前に異動（退職・転勤・死亡等）されて給与の支払がない場合は6月分から納入の義務はありません。また、それ以後に異動がありましたら、必ず異動月まで徴収し、別つづりの「納入書」で納入してください。その翌月分から納入の義務はありません。いずれの場合においてもその理由の発生した都度、翌月の10日までに、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（13ページ）を提出してください。

4. 特別徴収税額の変更について

特別徴収税額の通知後、税額を変更する必要があるときは、「税額の変更通知書」を送付しますので、その通知書の税額により徴収し、納入してください。

5. 月割額を滞納された場合

特別徴収義務者が、月割額を納期限までに納入されない場合は、未納の税額が2,000円以上（1,000円未満の端数は切捨て）に対して納期限の翌日から完納した日までの日数に応じ、租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）に年7.3%を加算した割合（上限年14.6%）を乗じて計算した額（ただし、納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合（上限年7.3%）を乗じて計算した額）の延滞金を徴収します。

6. その他、市民税・県民税・森林環境税の特別徴収について次の点にご配慮ください。

① 月割額は、指定されたその月中に給与から徴収してください。

給与計算が月末に締切られ翌月に給与の支払をされている特別徴収義務者は、最初の月割額（6月分）は6月に支払われる5月分給与から徴収してください。（各月とも同じ）

② 税額の変更通知を受けたときは、端数計算の関係上変更になった最初の月の月割額と、その翌月以降の月割額とに差がありますのでご注意ください。

7. 退職所得の特別徴収について

退職所得に伴う税額は、特別徴収義務者において退職所得の税額を算出していただき、納入は市民税・県民税・森林環境税の特別徴収と同様に、特別徴収義務者が徴収し、納入していただくことになります。

なお、退職所得に伴う税額の算出は「退職所得にかかる住民税の特別徴収の手引（令和4年1月1日以降適用）」により税額を算出してください。また、納入に際しまして、法人の方は「納入書」の表面の退職所得分欄と裏面の該当欄に記入が必要です。

個人事業主の方は表面の納入書のみ記入し、裏面の納入申告書は記入せずに納入してください。個人事業主用の納入申告書については、市役所窓口もしくは北名古屋市のホームページにご用意しておりますのでご利用ください。また、ご提出の際にはマイナンバー（個人番号）及び本人確認書類が必要となります。

8. 連絡先

特別徴収事務について不明なことや諸用紙の不足などがありましたら、北名古屋市役所税務課（代表 0568-22-1111）までご連絡ください。

※「特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」、「特別徴収税額の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書」、「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」、「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」及び「特別徴収切替依頼書」は、北名古屋市ホームページからダウンロードすることができますのでご利用ください。

※個人事業主の方が、事業主のマイナンバー（個人番号）を記載した書類を市役所等へ提出する際には(1)~(3)のいずれかの書類の添付をお願いします。（従業員のマイナンバー（個人番号）に関する書類の添付は不要です。）

- (1) マイナンバー（個人番号）カードの写し
- (2) 通知カードの写し（記載情報と現況に相違のないもの）と運転免許証などの顔写真付本人確認書類の写し
- (3) マイナンバー（個人番号）が記載された住民票の写しと運転免許証などの顔写真付本人確認書類の写し

マイナンバー（個人番号）の提供を受ける際は、なりすましを防止するため、番号法において厳格な本人確認が義務付けられています。

例3. 納入すべき金額が納入金額(1)の欄の金額と異なるときの使用例

愛知県北名古屋市 納収証書

市区町村コード	口座番号	加入者名
232343	00810-8-961361	北名古屋市会計管理者
月別	納入金額(1)	円
00年00月分	00052909	104,000
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		
納入金額(2)	納入金額(1)	円
	00052909	104,000
納期日	納入金額(1)	円
00年00月00日	00052909	104,000
合計額	納入金額(1)	円
	00052909	104,000
(特別徴収義務者)	領収日付印	様
住所 〒000-0000	又は	〇〇市〇〇町〇〇番地
所在地	氏名	株式会社
又は	氏名	株式会社
又は	名称	株式会社

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

愛知県北名古屋市 納入書

市区町村コード	口座番号	加入者名
232343	00810-8-961361	北名古屋市会計管理者
月別	納入金額(1)	円
00年00月分	00052909	104,000
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		
納入金額(2)	納入金額(1)	円
	00052909	104,000
納期日	納入金額(1)	円
00年00月00日	00052909	104,000
合計額	納入金額(1)	円
	00052909	104,000
(特別徴収義務者)	領収日付印	様
住所 〒000-0000	又は	〇〇市〇〇町〇〇番地
所在地	氏名	株式会社
又は	氏名	株式会社
又は	名称	株式会社

上記のとおり納入します。(金融機関又は郵便局保管)

愛知県北名古屋市 納入済通知書

市区町村コード	口座番号	加入者名
232343	00810-8-961361	北名古屋市会計管理者
月別	納入金額(1)	円
00年00月分	00052909	104,000
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		
納入金額(2)	納入金額(1)	円
	00052909	104,000
納期日	納入金額(1)	円
00年00月00日	00052909	104,000
合計額	納入金額(1)	円
	00052909	104,000
(特別徴収義務者)	領収日付印	様
住所 〒000-0000	又は	〇〇市〇〇町〇〇番地
所在地	氏名	株式会社
又は	氏名	株式会社
又は	名称	株式会社

上記のとおり領収したので通知します。(受付店→取りまとめ店→市区町村(市区町村保管))

例4. 予備分(特別徴収義務者が書き損じた場合等に使用する分)の使用例

愛知県北名古屋市 納収証書

市区町村コード	口座番号	加入者名
232343	00810-8-961361	北名古屋市会計管理者
月別	納入金額(1)	円
00年00月分	00052909	54,000
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		
納入金額(2)	納入金額(1)	円
	00052909	54,000
納期日	納入金額(1)	円
00年00月00日	00052909	54,000
合計額	納入金額(1)	円
	00052909	54,000
(特別徴収義務者)	領収日付印	様
住所 〒000-0000	又は	〇〇市〇〇町〇〇番地
所在地	氏名	株式会社
又は	氏名	株式会社
又は	名称	株式会社

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

愛知県北名古屋市 納入書

市区町村コード	口座番号	加入者名
232343	00810-8-961361	北名古屋市会計管理者
月別	納入金額(1)	円
00年00月分	00052909	54,000
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		
納入金額(2)	納入金額(1)	円
	00052909	54,000
納期日	納入金額(1)	円
00年00月00日	00052909	54,000
合計額	納入金額(1)	円
	00052909	54,000
(特別徴収義務者)	領収日付印	様
住所 〒000-0000	又は	〇〇市〇〇町〇〇番地
所在地	氏名	株式会社
又は	氏名	株式会社
又は	名称	株式会社

上記のとおり納入します。(金融機関又は郵便局保管)

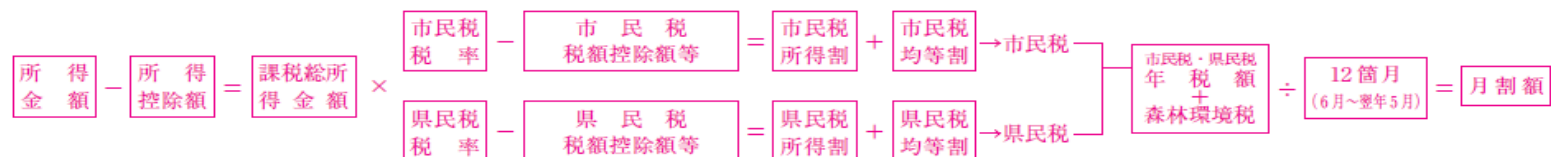
愛知県北名古屋市 納入済通知書

市区町村コード	口座番号	加入者名
232343	00810-8-961361	北名古屋市会計管理者
月別	納入金額(1)	円
00年00月分	00052909	54,000
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		
納入金額(2)	納入金額(1)	円
	00052909	54,000
納期日	納入金額(1)	円
00年00月00日	00052909	54,000
合計額	納入金額(1)	円
	00052909	54,000
(特別徴収義務者)	領収日付印	様
住所 〒000-0000	又は	〇〇市〇〇町〇〇番地
所在地	氏名	株式会社
又は	氏名	株式会社
又は	名称	株式会社

上記のとおり領収したので通知します。(受付店→取りまとめ店→市区町村(市区町村保管))

市民税・県民税・森林環境税の計算方法

市民税・県民税の所得割額は、次の図式によって計算されます。それに市民税 3,000 円、県民税 1,500 円の均等割額と森林環境税 1,000 円を加えた金額が令和 8 年度に納付していただく税額です。



◦市民税・県民税の均等割額

市民税 3,000 円 県民税 1,500 円

◦森林環境税 1,000 円

◦市民税・県民税所得割の税率

		市民税	県民税
総合課税	総所得	6%	4%
	短期譲渡所得	5.4%	3.6%
分離課税	一般長期譲渡所得	3%	2%
	配当等・譲渡所得	3%	2%

税額控除							
配当控除				調整控除			
区	分	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分		合計課税所得金額 200万円以下	次の①、②のいずれか少ない金額の5%（市民税3%、県民税2%） ①人的控除額の差の合計額 ②合計課税所得金額
		市民税	県民税	市民税	県民税		
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%		
証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%	合計課税所得金額 200万円超2,500万円以下	人的控除額の差の合計額 - (合計課税所得金額 - 200万円) の5%（市民税3%、県民税2%） ※この金額が2,500円未満の場合は、2,500円とします。
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%		

※ 課税総所得金額に1,000円未満の端数があるとき、税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の金額になります。

※ 森林環境税は、地球温暖化や国土の保全、水源の養成など、森林の有する機能を安定的に保全するため課税される国の税金で、市民税・県民税と併せ、個人に対し、1人年額1,000円が課税されます。
また、県民税均等割のうち、500円はあいち森と緑づくり税です。



特別徴収税額の納期の特例に関する申請書 (令和 年 月 日提出)

(宛先) 北名古屋市長	申 請 者	① 特別徴収義務者の住所(居所)又は所在地 (〒 -)	④ 担 当 者	所 属 氏 名 () -			
		② 特別徴収義務者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名	⑤ 特別徴収義務者指定番号				
		③ 法人番号					
地方税法第321条の5の2第1項及び第328条の5第3項の規定による特別徴収税額の納期の特例についての承認を申請します。							
⑥ 納期の特例の適用開始を希望する年月		令和 年 月分 (月 日納期限分) から ※申請月の翌月分以降から適用可能					
⑦ 申請の日前6箇月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支払額(外書は、臨時雇用者にかかるもの)		年 月	外	人	外	円	円
		年 月	外	人	外	円	円
		年 月	外	人	外	円	円
⑧ (一) 現に地方税の滞納があり、又は最近において著しい納入遅延の事実がある場合においてそれがやむを得ない理由に因るものであるときは、その理由の詳細 (二) 申請の日前1箇年以内に納期の特例について、その承認を取り消されたことがある場合には、その有無及び年月日							
※ 処 理 欄	処理区分	(却下の理由)	起 案	令和 年 月 日	台		徴収簿
	承 認 却 下		決 裁	令和 年 月 日	帳		通知書
			施 行	令和 年 月 日	調		
			決 裁 印	市 長	副市長		課 長

申請についての注意事項

1. 特別徴収税額の納期の特例の制度について

(1) この特例の適用を受けることができる者は、その者から給与の支払を受ける者の人数が常時10人未満である特別徴収義務者です。

(注)「常時10人未満」というのは、常に10人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であることです。

(2) (1)に該当する特別徴収義務者がこの特例の適用を受けようとする場合には、北名古屋市長に申請し、その承認を受けなければなりません。

(3) この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中に支払った給与及び退職手当等について特別徴収した特別徴収税額は、それぞれ次に掲げる期限までに納入することになります。

●給与にかかる特別徴収の期間

6月分から11月分までの徴収税額分……12月10日まで
12月分から翌年5月分までの徴収税額分…翌年6月10日まで

●退職手当等にかかる特別徴収の期間

6月分から11月分までの徴収税額分……12月10日まで
12月分から翌年5月分までの徴収税額分…翌年6月10日まで

(4) 納期の特例について承認を受けた者は、その者から給与の支払を受ける者が常時10人以上になった場合には、できるだけ早く北名古屋市長に届けなければなりません。

◎注意 滞納や著しい納入遅延があるような者についてはこの特例の承認を受けられないことがあります。

また、この承認を受けても、滞納したり、納入遅延をされますとこの特例の承認を取り消されることがありますので、そのようなことのないよう特にご注意願います。

2. 申請書の書き方

- 「①」、「②」欄には、申請者が個人である場合にはその住所又は居所及び氏名を、法人である場合には、本店又は主たる事務所の所在地及び法人名並びに代表者氏名をそれぞれ記入してください。ただし、申請にかかる事務所等の所在地が申請者の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地と異なるときは、申請にかかる事務所等の所在地及び名称を記入してください。
- 「③」欄には、法人である場合のみ法人番号を記入してください。(個人である場合は記入不要です。)
- 「④」欄には、この申請書に回答する所属、氏名及び電話番号を記入してください。
- 「⑤」欄には、市から通知されている「特別徴収義務者指定番号」を記入してください。
- 「⑥」欄には、特例の適用開始を希望する年月を記入してください。
- 「⑦」欄には、申請の日前6箇月間の各月末の人員と各月の給与の支払金額(賞与等の臨時の給与の金額を含みます。)を記入してください。この場合において、臨時の勤務者があるときは、その人数を「人員」欄に、その支払金額を「金額」欄にそれぞれ外書してください。
- 「⑧」欄には、該当する場合に限り、必要事項を記入してください。
- ※印を付けた欄には記入しないでください。



特別徴収税額の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書 (令和 年 月 日提出)

(宛先) 北名古屋市長	申請者	① 特別徴収義務者の住所(居所)又は所在地	(〒 -)										④ 担当者	所属 氏名	
		② 特別徴収義務者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名												() -	
		③ 法人番号											⑤ 特別徴収義務者指定番号		
地方税法第321条の5の2第2項の規定により届出します。															
⑥ 納期の特例を受ける最終月		令和 年 月分 (月 日納期限分まで)													
⑦ 届出の理由		<input type="checkbox"/> 毎月納付を希望 <input type="checkbox"/> 従業員が常時10人未満でなくなった <input type="checkbox"/> その他 ()													
※ 処理欄	処理区分	(却下の理由)	起案	令和 年 月 日				台帳調査簿	徴収簿 通知書						
	承認 却下		決裁	令和 年 月 日											
			施行	令和 年 月 日											
			決裁印	市長	副市長			課長							

届出書の書き方

- 「①」、「②」欄には、届出者が個人である場合にはその住所又は居所及び氏名を、法人である場合には、本店又は主たる事務所の所在地及び法人名並びに代表者氏名をそれぞれ記入してください。ただし、届出にかかると事務所等の所在地が届出者の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地と異なるときは、届出にかかると事務所等の所在地及び名称を記入してください。
- 「③」欄には、法人である場合のみ法人番号を記入してください。(個人である場合は記入不要です。)
- 「④」欄には、この届出書に回答する所属、氏名及び電話番号を記入してください。
- 「⑤」欄には、市から通知されている「特別徴収義務者指定番号」を記入してください。
- 「⑥」欄には、納期の特例の適用を受ける最終月を記入してください。
- 「⑦」欄には、該当する理由にチェックをし、その他の場合には、() 内に事由を記入してください。
- ※印を付けた欄には記入しないでください。



特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

				令和 年度分														
				令和 年度分														
(宛先) 北名古屋市長 令和 年 月 日提出	特 義 別 務 徴 収 者	所在地	(〒 -)						特別徴収義務者 指 定 番 号									
		法人名 又 は 個人事業主名 及び屋号							この届出 書に 応答 される方 (担当者)	所属								
		法人番号																
										氏名								
										電話	() -		内線					

※印欄は記入を要しません。

年 月 日 をもって次のとおり変更しました。

事 項	変 更 前	変 更 後
フリガナ		
所 在 地	(〒 -)	(〒 -)
フリガナ		
方 書		
フリガナ		
名 称		
電 話	() -	() -
	内線	内線
備 考		

※ 所在地、方書、名称には誤読をさけるために必ずフリガナを記入してください。

※ 特別徴収義務者用はコピーをお取りください。

退職記入例

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

年度 ①現年度 2.新年度 3.両年度

(宛先) 北名古屋市長 令和 8 年 10 月 10 日提出		(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地 〒○○○-○○○○ 名古屋市中区○丁目○○番○号	所属 人事課給与担当	特別徴収者 指定番号 99999999	氏名 ○ ○ ○ ○	受給者 番号 123-456789
フリガナ 氏名	キタナゴヤ 北名古屋 太郎	タロウ	氏名又は名称 株式会社○○○○○	担当者連絡先 氏名 ○ ○ ○ ○	電話番号 052-XXX-XXXX	個人番号 1234567890123	個人番号 1234567890123
生年月日	明大昭平 46 年 12 月 31 日生	旧姓	特別徴収税額 (年税額) 120,000 円	徴収済額 (イ) 40,000 円	未徴収税額 (ウ) (ア)-(イ) 80,000 円	異動年月日 令和 8 年 9 月 30 日	異動の事由 1. 退職・長欠 2. 転職 3. 死 4. 支払少額・不定期 5. 合併・解散 6. その他 ※注1 7. その他 ※注1
1月1日現在の住所 異動後の住所	北名古屋市西之保清水田15番地 同上	異動後の住所	異動後の未徴収税額の徴収方法 2	異動後の未徴収税額の徴収方法 2	異動後の未徴収税額の徴収方法 2	異動後の未徴収税額の徴収方法 2	異動後の未徴収税額の徴収方法 2

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先へは、
月割額 _____ 円を
月分 (翌月10日納入期限分) から
徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号 _____

納入書の要否 ※注3 (新規の場合のみ記載) 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要

従業員の方の個人番号(12桁)を記入してください。

異動後の未徴収税額の徴収方法で「2.一括徴収」を選択された場合は、この枠内に必要事項を記入してください。

2. 一括徴収の場合

理由 1. 異動が令和 8 年 12 月 31 日までで、一括徴収の申出があったため
右から番号を記入 2. 異動が令和 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日 10 月 20 日

徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 80,000 円

左記の一括徴収した税額は、
10 月分 (翌月10日納入期限分) で納入します。

3. 普通徴収の場合

理由 1. 異動が令和 年 12 月 31 日までで、一括徴収の申出がないため
右から番号を記入 2. 令和 年 5 月 31 日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため
 3. 死亡による退職であるため

異動後の未徴収税額の徴収方法で「3.普通徴収」を選択された場合は、この枠内に必要事項を記入してください。

※注1 異動の事由を「7.その他」とした場合には、必ずカッコ内に事由を記入してください。

※注2 1月1日から4月30日までに退職される方は、納税者の申出の有無にかかわらず、一括徴収をお願いします。

※注3 共通納税サービスを利用し、納入書を使用しない場合は、納入書の要否の枠内に「2」を記入してください。

※特別徴収義務者用はコピーをお取りください。

特別徴収継続
記入例

給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

年度 ①現年度 2.新年度 3.両年度

(宛先) 北名古屋市長 令和 8 年 10 月 10 日提出		(特別徴収義務者) 給与支払者 所在地 〒000-0000 名古屋市中区〇丁目〇〇番〇号	担当者連絡先 所属 氏名 〇〇〇〇	人事課給与担当 電話 052-XXX-XXXX	特別徴収者 指定番号 99999999	受給者 番号 123-456789		
フリガナ 氏名 北名古屋 太郎	カタナゴキ タロウ	旧姓	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 120,000円	(イ) 徴収済額 40,000円	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 80,000円	異動年月日 令和 8 年 9 月 30 日	異動の事由 2. 退職・長欠 1. 退職 2. 転職 3. 退職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 ※注1	異動後の未徴収 税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付) ※注2
生年月日 明大(昭)平46年12月31日生	個人番号 123456789012	1月1日現在の住所 北名古屋市西之保清水田15番地	従業員の方の個人番号(12桁)を記入してください。					

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号 88888888 (新規)	法人番号 3210987654321	新しい勤務先へは、 月割額 10,000 円を 10 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
所在地 北名古屋市熊之庄御神60番地	フリガナ △△△△△カブシキガイシャ	担当者連絡先 氏名 △△△△ 電話 0568-22-1111 内線(〇〇〇)	受給者番号 987-123456
氏名又は名称 △△△△△株式会社			納入書の要否 ※注3 (新規の場合のみ記載) 1. 必要 2. 不要

2. 北名古屋市により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまで北名古屋市から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を〇で囲んでください。

徴収予定 事業所での管理上必要がある場合には社員番号、又は税額は、
月 月 又はそれに類する番号を記入してください。 月10日納入期限分)

3. 普通徴収の場合

理由
1. 異動が令和 年 12 月 31 日までで、一括徴収の申出がないため
2. 令和 年 5 月 31 日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため
3. 死亡による退職であるため

※注1 異動の事由を「7.その他」とした場合には、必ずカッコ内に事由を記入してください。
※注2 1月1日から4月30日までに退職される方は、納税者の申出の有無にかかわらず、一括徴収をお願いします。
※注3 共通納税サービスを利用し、納入書を使用しない場合は、納入書の要否の枠内に「2」を記入してください。

※特別徴収義務者用はコピーをお取りください。



特別徴収切替依頼書

(宛先) 北名古屋市長 令和 年 月 日 提出	特別徴収義務者	所在地	(〒 -)	特別徴収義務者 指定番号								
		フリガナ		この依頼書に 応答される方 (担当者)	所属							
		法人名 又は 個人事業主名 及び屋号			氏名							
		法人番号			電話	() - 内線						

◎ 次の納税者について、 _____ 月分より特別徴収に切替します。
 (_____ 月 _____ 日納期限分)

住 所	(〒 -)				通知番号	
フリガナ		生年月日	明 大 昭 平	年 月 日	普通徴収の年税額	円
氏 名					納 付 済 税 額 (第 期分まで)	円
受給者番号					備 考	
北名古屋市で作成した特別徴収に係る納入書は必要ですか。 (共通納税サービス等を利用し、納入書を使用しない場合は、不要に○をつけてください。)				要・不要		

この依頼書は、市民税・県民税・森林環境税を市役所から別途送付される納税通知書で納めていた方が、新たに就職等をされ、特別徴収に切替されるときに提出していただくものです。
 なお、提出される際は、下記留意事項を確認していただき、この依頼書を作成してください。

(留意事項)

1. すでに納期限が過ぎている納期分については、特別徴収にすることはできません。
 口座振替による普通徴収の納付を選択されている場合は、納期限の10日前までに提出をお願いします。
2. 徴収開始月については、原則としてこの依頼書の提出日の翌々月からになります。
3. 「通知番号」「普通徴収の年税額」「納付済税額」については、納税通知書で確認の上記載してください。
4. 「受給者番号」については、事業所での管理上必要がある場合には社員番号、またはそれに類する番号を記載してください。

※特別徴収義務者用はコピーをお取りください。

記入例

特別徴収切替依頼書

(宛先) 北名古屋市市長 令和 8 年 8 月 20 日 提出	特別徴収義務者	所在地	(〒○○○-○○○) 北名古屋市西之保清水田 15 番地	特別徴収義務者 指 定 番 号									
		フリガナ	△△△△カブシキガイシャ	この依頼書に 応答される方 (担当者)	所属	総務課給与担当							
		法人名 又は 個人事業主名 及び屋号	△△△△株式会社		氏名	△△ △△							
		法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		電話	(0568) 22-1111 内線							

◎ 次の納税者について、10 月分より特別徴収に切替します。

(11月10日納期限分)

法人の場合のみ法人番号(13桁)を記入してください。

住 所	(〒○○○-○○○) 北名古屋市熊之庄御神 60 番地	通知番号	87654321	
フリガナ	キタナゴヤ タロウ	普通徴収の年税額 120,000 円	生年月日 明 大 昭 平 46 年 12 月 31 日	納付済税額 (第 1 期分まで) 30,000 円
氏 名	北名古屋市 太郎			
受給者番号	123 - 456789	北名古屋市で作成した特別徴収に係る納入書は必要ですか。 (共通納税サービス等を利用し、納入書を使用しない場合は、不要に○をつけてください。)		
		要 不要 ○ 要 ○ 不要		
		備 考		

この依頼書は、市民税・県民税・森林環境税を市役所から別途送付される納税通知書で納めていた方が、新たに就職等をされ、特別徴収に切替されるときに提出していただくものです。

なお、提出される際は、下記留意事項を確認していただき、この依頼書を作成してください。

(留意事項)

- すでに納期限が過ぎている納期分については、特別徴収にすることはできません。
口座振替による普通徴収の納付を選択されている場合は、納期限の 10 日前までに提出をお願いします。
- 徴収開始月については、原則としてこの依頼書の提出日の翌々月からになります。
- 「通知番号」「普通徴収の年税額」「納付済税額」については、納税通知書で確認の上記載してください。
- 「受給者番号」については、事業所での管理上必要がある場合には社員番号、またはそれに類する番号を記載してください。

※特別徴収義務者用はコピーをお取りください。

市税の申告などが
インターネットからできます。



★ご利用できる手続き（北名古屋市）

税 目	手 続		
	申 告	申請・届出	共通納税
法人市民税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定申告、中間申告 など ・ 確定申告、修正申告 	<ul style="list-style-type: none"> 法人設立・設置届 異動届 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申告に係る納付 ・ 見込納付、みなし納付 ・ 延滞金、加算金の納付
固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産税（償却資産）の申告 	—	<ul style="list-style-type: none"> 本税、延滞金、加算金の納付
個人市民税 ・ 県民税 ・ 森林環境税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給与支払報告・公的年金等支払報告 ・ 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出 ・ 普通徴収から特別徴収への切替申請 ・ 退職所得に係る納入申告及び特別徴収票又は特別徴収税額納入内訳届出 	<ul style="list-style-type: none"> 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出 	<ul style="list-style-type: none"> 特別徴収に係る本税、延滞金、加算金の納付

eLTAXの詳細はホームページ <https://www.lta.go.jp>